

# 後期高齢者医療制度の負担割合について

後期高齢者医療制度の保険証の負担割合(1割、3割)の判定方法は以下のとおりです。

同じ世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に、

平成 20 年度住民税の課税所得(※1)が 145 万円以上の方が・・・

a. いる  
**3割負担**

b. いない  
**1割負担**

◆◆上記 a に該当する方◆◆

次のどちらかに該当する場合は、申請により1割負担になります。

- ・ 同じ世帯の後期高齢者医療制度加入者全員の平成 19 年中の収入(※2)の合計額が、520 万円未満の場合(1人の場合は 383 万円未満)
- ・ 後期高齢者医療制度加入者が世帯に 1 人で収入が 383 万円以上の場合で、同じ世帯の 70 歳～74 歳の方全員との収入(※2)の合計額が 520 万円未満の場合

要申請

**申請が必要な方にはご案内を郵送します。**

※1 住民税の課税所得とは・・・

前年の合計所得金額から住民税の各種控除の合計を差し引いた金額です。

※2 収入とは・・・

給与収入・・・給与所得控除前の金額

年金収入・・・公的年金等控除前の金額

その他の収入(不動産、事業、一時、譲渡等)・・・必要経費を引く前の金額

早見表はこちら

## 《後期高齢者医療制度の負担割合の判定表(平成 21 年 1 月から)》

収入金額		住民税の課税所得額	
		145万円未満	145万円以上
同じ世帯の加入者の後期高齢者医療制度合計収入金額	520万円未満 (383万円未満)	① 1割	② 1割 申請が必要 (申請がない場合は③と判定)
	(☆) 後期高齢者医療制度加入者 (世帯に1人で収入が383万円以上)と 70歳～74歳の方との収入の合計額が 520万円未満		
	520万円以上 (383万円以上)	③ 3割	

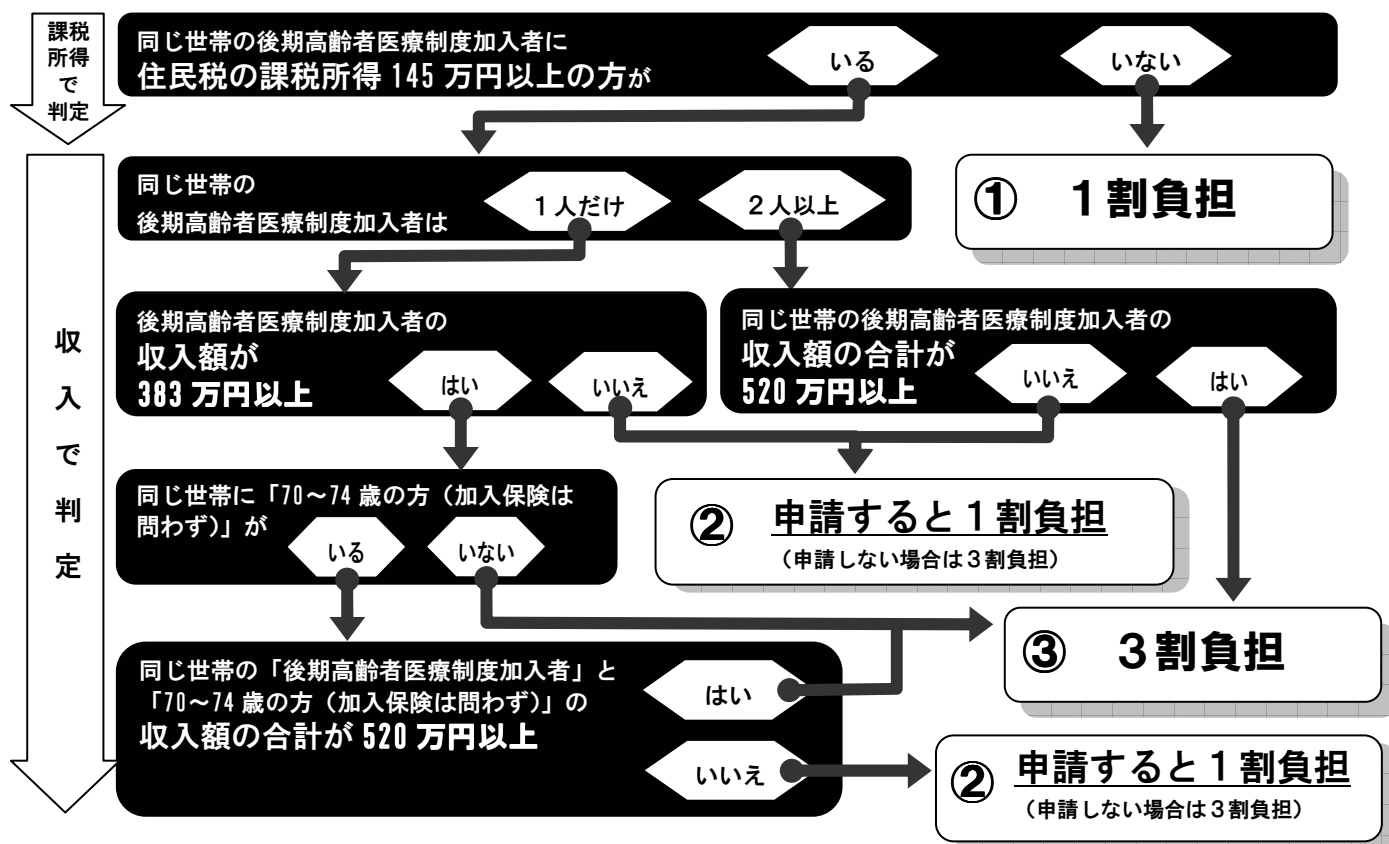
※下線・・・同一世帯に後期高齢者医療制度加入者が1人の場合の金額

判定表の②に該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」をお送りしますので必ず申請してください。(その他の方は申請する必要はありません)

次ページの《後期高齢者医療制度負担割合の判定方法》もご覧ください

## 《後期高齢者医療制度負担割合の判定方法(平成21年1月から)》

後期高齢者医療制度の負担割合は、【ア）住民税の課税所得による判定】を行った後、加入者の方からの申請により、【イ）収入による判定】を行い決定されます。



負担割合の判定は、毎年7月に前年の所得等から判定し、8月1日から適用します。

また、以下のような場合は、年度の途中であっても再判定を行います。

- 同じ世帯の 70 歳以上の方に、転出・死亡等の住民異動があったとき
- 申告の内容に変更があったとき
- 同じ世帯の方が、新たに後期高齢者医療制度に加入したときや、70 歳になったとき

判定の結果、負担割合に変更が生じる方には、新しい負担割合を記載した被保険者証を送付します。

なお、上記②に該当する「収入による判定」が必要と思われる方には、基準収入額適用申請書を送付します。

不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

八戸市国保年金課 後期高齢者医療グループ

電話 43-2111 (内線)244・281・282

FAX 44-9106

E-mail [kokuho@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:kokuho@city.hachinohe.aomori.jp)